

平成 25 事業年度監事監査報告書

平成 25 事業年度監事監査報告書

平成 26 年 6 月

独立行政法人

鉄道建設・運輸施設整備支援機構 監事

目 次

1	監事監査	1 頁
	(1) 目的等	
	(2) 監査の実施内容	
	ア 会計監査	
	イ 業務監査	
2	監査結果	1 頁
	(1) 会計監査	1 頁
	ア 財務諸表及び決算報告書に関する監査	
	イ 経理処理の適正性	
	(ア) 会計事務の一連の処理状況	
	(イ) 海事部門の業務プロセスの適正性	
	(2) 業務監査	5 頁
	【個別テーマ】	
	ア 未か働施設及び用地の保守管理状況	
	イ 役務請負契約	
	【共通テーマ】	
	ア 内部統制の実施状況	
	イ 契約の適切性	
	(ア) 随意契約の見直しの実施状況	
	(イ) 一者応札・一者応募の見直しの実施状況	
	ウ 保有資産の処分状況及び事務所等の施設保有	
	エ 給与水準等の状況	
	別紙：監事の意見書（独立行政法人通則法第 38 条第 2 項）	20 頁

1 監事監査

(1) 目的等

監事監査は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）の業務の適正かつ効率的な運営と会計経理の適正を期することを目的としている。

監事は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 20 条第 2 項に基づき国土交通大臣から任命を受け、同法第 19 条第 4 項及び第 5 項により機構の業務を監査し、その結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は国土交通大臣に意見を提出することができる。

また、通則法第 38 条第 2 項に基づき機構が国土交通大臣に財務諸表を提出する際に、監事は財務諸表及び決算報告書に意見を付さなければならない。

(2) 監査の実施内容

ア 会計監査

通則法第 38 条第 1 項に規定する財務諸表及び同条第 2 項に規定する決算報告書については、経理資金部等から説明を聴取するとともに、会計監査人からは、監査計画、監査の方法、監査結果について説明を受け、意見交換を行うなど緊密に連携を図り監査を実施した。

また、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構監事監査要綱（平成 15 年 10 月 1 日制定。以下「監事監査要綱」という。）の定めにより、監査計画に基づき本社及び各地方機関の現地監査を実施した。

イ 業務監査

監事監査要綱の定めにより、理事会その他重要な会議に出席したほか、監査計画に基づき本社及び各地方機関の現地監査を実施した。

2 監査結果

(1) 会計監査

・ 監査期間	平成 25 年 11 月から平成 26 年 6 月
・ 監査箇所	本社及び地方機関 9 箇所
・ 監査テーマ	
ア 財務諸表及び決算報告書に関する監査	・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 頁
イ 経理処理の適正性	・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 頁
(ア) 会計事務の一連の処理状況	
(イ) 海事部門の業務プロセスの適正性	

ア 財務諸表及び決算報告書に関する監査

経理資金部等から平成 25 事業年度財務諸表及び決算報告書の説明を、また、

会計監査人からは当期の監査結果等について説明を受けたほか、会計監査人の監査に一部立ち会って監査を実施した。

平成 25 事業年度の財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見は、別紙のとおりである。

イ 経理処理の適正性

経理処理の適正性の観点から、主として会計事務の一連の処理状況及び海事部門の業務プロセスの適正性について実地監査した。

(ア) 会計事務の一連の処理状況

平成 25 事業年度に支出又は収入のあった契約のうち 100 件を抽出し、起案・契約から支払等までの会計事務の一連の処理状況について監査したところ、以下の点が認められた。

- 本社及び鉄道建設本部の複数の地方機関において、日付が未記入のままの請求書を受理して事務処理していた案件があった。また、1 建設局において、関係部署の指摘により正しい日付に改められていたものの、請求書を受理した担当課が実際と異なる日付で受理印を押印した案件があった。

(所見)

発注に係る契約の相手方から日付が記載された請求書の提出を受けるなど、請求書受理に関する事務の適正な処理を徹底されたい。

- 1 建設局において、委託契約の予算の裏付けが不十分なまま契約を締結した案件があった。なお、その後に所要の手続きを行い、必要な予算が確保されていた。

(所見)

契約にあたっては、関係部署と事前に十分な協議を行い、あらかじめ予算を確保した上で締結することを徹底されたい。

- 1 支所において、一般競争入札に付すべき役務契約であるにもかかわらず、少額随契の基準額の適用を誤り随意契約で事務処理した案件があった。また、組織改正に伴い、契約担当役の代行機関の事務の範囲が変更されたにもかかわらず、実際の権限を越えて変更前と同様の処理を行った案件があった。

(所見)

契約手続き等にあたっては、依るべき規定を精査し、適正な処理を徹底されたい。

(イ) 海事部門の業務プロセスの適正性

海事関係業務のうち、船舶共有建造業務は海上運送事業者と費用を分担して船舶を共同建造し、しゅん功後、当該船舶を一定期間共有し、共有船舶を海上運送事業者に使用させ、共有期間満了後に譲渡する業務を行っている。

平成 25 事業年度に支出又は収入のあった契約のうち、建造契約 4 件、共有契約 5 件及び売買契約 1 件の計 10 件を抽出し、共有船舶建造の申込み、契約締結から支払等まで、会計事務の一連の処理状況を中心に業務プロセスを監査した。

a 建造契約

(a) 船舶建造の内定

海上運送事業者からの共有船舶建造の申込み、船舶関係業務実施細則（平成 15 年 10 月機構規程第 134 号）等に基づく、共有船建造申込事業者審査表の作成、共有船建造関係役員会における建造の可否の審査、建造の内定、申込事業者への内定通知及び理事長報告等が適正になされていた。

(b) 船舶建造工事請負契約の締結

共有船舶の建造については、機構及び海上運送事業者が共同で造船所と船舶建造工事請負契約を締結している。

当該契約について確認したところ、決裁は適正に行われ、船舶建造工事請負契約書についても適正に作成されていた。また、銀行保証確約書等の必要な書類が徴収されていた。

(c) 請負代金の支払

請負代金については、船舶建造工事請負契約書に基づき、2 件についてはしゅん功時一括払い、残り 2 件については契約時、起工時、進水時、しゅん功時の 4 回に分割して支払っていた。

当該支払いについて確認したところ、しゅん功時払いを除きその都度銀行保証書を受領し、起工、進水及び受渡の確認を行ったうえで、支払期限までに支払っていた。

なお、造船所から、日付が未記入のままの請求書を受領し、事務処

理していた案件があった。

(所見)

造船所から日付が記載された請求書の提出を受け処理されたい。

(d) 財産登録調書等の作成

財産の管理については、財産管理規程（平成17年3月機構規程第98号）に定められている財産登録調書等を作成することになっているが、これらを作成せずに他の管理帳票で代用していた。

(所見)

適正を欠く現状を是正する措置を講じられたい。

b 共有契約

共有船舶のしゅん功時に機構と海上運送事業者間で、船舶の共有期間、それぞれの持分、船舶管理人、船舶登記、船舶登録、公租公課の負担、船舶使用料等を定めた共有契約を締結することになっている。

当該契約について確認したところ、決裁は適正に行われ、船舶共有契約書についても適正に作成されていた。また、船舶使用料決定通知書等の海上運送事業者への交付、船舶登記及び登録の確認、船舶の受渡書の受領等が行われていた。

c 船舶使用料の徴収

海上運送事業者は、共有契約に基づき、共有期間中は機構に船舶使用料を支払うことになっている。

当該収入について確認したところ、船舶使用料決定通知の発出、約束手形の徴収等、収入伝票等の作成が適正にされており、4件については支払期限までに支払われていた。1件については、一時的に未収金が発生したが、別途分割弁済契約を締結し、未収金の計画的な回収を図っていた。

d 共有船舶売買契約

機構は、共有期間満了に伴い海上運送事業者と共有船舶売買契約を締結し、共有船舶の機構持分を残存簿価で譲渡することとなっている。

当該契約について確認したところ、決裁は適正に行われ、売買契約書についても適正に作成されていた。また、共有期間満了日までに売買代金が入金されており、所有権移転登記に係る書類については、入金確認の後に海上運送事業者に交付していた。

(2) 業務監査

・ 監査期間	平成 25 年 10 月から平成 26 年 6 月
・ 監査箇所	本社及び地方機関 9 箇所
・ 監査テーマ	
【個別テーマ】	
ア 未か働施設及び用地の保守管理状況	5 頁
イ 役務請負契約	8 頁
【共通テーマ】	
ア 内部統制の実施状況	17 頁
イ 契約の適切性	18 頁
(ア) 随意契約の見直しの実施状況	
(イ) 一者応札・一者応募の見直しの実施状況	
ウ 保有資産の処分状況及び事務所等の施設保有	18 頁
エ 給与水準等の状況	19 頁

【個別テーマ】

ア 未か働施設及び用地の保守管理状況

未か働施設及び用地の保守管理については、鉄道施設の管理を鉄道事業者に引き継ぐまでの重要な業務であることから、「用地取得及び保守規程」（平成 15 年 10 月機構規程第 146 号）並びに鉄道建設本部の支社及び建設局（以下「支社等」という。）で制定している規程に基づき、鉄道建設所において、適正に実施しているかについて、関係書類の検証及び関係者からのヒアリング等により確認した。

なお、監査対象期間は、平成 23 年 10 月から平成 25 年 9 月までとした。

平成 25 年 9 月 30 日現在、支社等においては、24 鉄道建設所が存在し、未か働施設総延長は約 274 km、保守管理用地面積は約 481 万 m²であった。

実地監査においては、工事の進ちょく状況、用地取得状況等を勘案し、14 鉄道建設所を抽出し、未か働施設総延長約 191 km、保守管理用地面積約 381 万 m²について監査を行った。

(ア) 未か働施設の保守管理状況

未か働施設の保守管理については、支社等で制定している未か働施設の保守管理に係る規程（以下「施設管理規程」という。）に基づき、財産管理担当者の指定、巡回監視の実施、巡回報告書の提出及び構造物変状調書の作成等を定めており、これらについて確認した。

a 財産管理担当者の指定状況

財産管理役である鉄道建設所長（以下「所長」という。）は、施設管理規程に基づき、財産管理役を補佐する財産管理担当者として鉄道建設所の職

員を指定していた。

b 巡回監視の実施及び巡回報告書の提出状況

所長は、施設管理規程に基づき、保守管理のため巡回監視を定期的に年 2 回、異常時にはその都度、その他必要に応じて実施のうえ、巡回監視記録簿に必要事項を記入し、巡回報告書を支社等の長に提出することになっており、これらについて確認した。

巡回監視は、所長又は財産管理担当者が、1 支社を除き定期的に年 2 回及び異常時に実施していた。

巡回報告書の提出にあたっては、巡回監視記録簿を整備するとともに巡回監視した構造物、監視方法、監視の着目点等の巡回監視内容を明確に記載していた。

1 支社においては、巡回監視より詳細に構造物の状況を把握できる構造物検査を実施することから、構造物検査をもって巡回監視に代えていた。

また、年 2 回の定期的な巡回監視の実施については、構造物検査を実施する時期の前後においては、行っていなかった。

なお、これについては、当該支社では監査終了後に、支社長が、所長も参加する拡大部課長会議(平成 26 年 1 月開催)等において、施設管理規程に基づく年 2 回の定期的な巡回監視を確実に行うように指示した。

(所見)

構造物検査をもって巡回監視に代えることの可否等巡回監視と構造物検査の関係について整理をし、これを踏まえて巡回監視を適正に実施するように指導されたい。

また、巡回監視は、施設管理規程では所長が実施することになっているものの、大半は財産管理担当者が実施している実情を踏まえ、施設管理規程との齟齬を解消すべく、支社等を指導されたい。

(措置状況)

本社で開催した全国の計画担当部次長を招集した会議(平成 26 年 6 月開催)で、巡回監視は、構造物検査並びに事前下監査及び「工事しゅん功監査規程」(平成 15 年 10 月機構規程第 161 号)に定められた工事しゅん功監査(地上監査)と同時実施することは可とするが、施設管理規程に基づく報告は必要であると指示した。

また、巡回監視の実施者についての齟齬を解消するように、支社等において施設管理規程を改正することとした。

c 構造物変状調書の作成状況

巡回監視により構造物に新たな変状が発見された場合は、施設管理規程に基づき構造物変状調書を作成することになっており、これらについて確認した。

クラック等の変状については、構造物変状調書を作成するとともに、巡回報告書で報告していた。また、工事しゅん功監査の検査資料であるトンネル展開図及び目視・打音検査展開図の加筆修正も行っていた。

d 補修状況

巡回監視により発見した変状箇所は、調査中、補修計画の作成中及び関係機関と協議中のものを除き、補修を実施していた。また、一部については、補修後の経過観察も実施していた。

補修方法等を記載した補修計画書は、取替え等の軽微なものを除き作成していた。

(イ) 用地の保守管理状況

用地の保守管理については、支社等で制定している用地の保守管理に係る規程(以下「用地管理規程」という。)に基づき、用地保守担当者の指定、巡回の実施、巡回日誌の報告及び侵害防除の措置等を定めており、これらについて確認した。

a 用地保守担当者の指定状況

用地保守担当主任である所長は、用地管理規程に基づき、用地保守担当主任の業務を補助する用地保守担当者として鉄道建設所の職員を指定したときは、速やかに支社等の長に報告していた。

b 異動通知

担当区域所管の用地担当係長等である用地整理担当者は、用地管理規程に基づき、所長に用地台帳及び用地図等を送付するとともに、記載すべき事項が生じた場合は、その事項に係る資料により通知していた。

c 用地整理担当者

3支社等の用地管理規程では、「用地整理担当者とは、担当区域所管の用地担当係長をいう。」となっているが、当該支社等の「用地整理担当者の指定について」の通知では、「担当区域を所掌する用地担当課の課長補佐又は担当係長」となっていた。

(所見)

用地整理担当者について、規程と通知の間に齟齬をきたしていることから、これを解消すべく、該当する支社等に対して規程と通知の整合を図るよう指導されたい。

(措置状況)

規程と通知の不整合の見られた支社等において、平成26年5月までに、齟齬を解消するよう規程の改正を実施した。

d 用地の巡回及び巡回日誌の作成状況

用地保守担当者は、用地管理規程に基づき、少なくとも四半期に1回は巡回を行うとともに、所長に巡回日誌で報告していた。また、所長は巡回の都度巡回日誌(写)を添付し、速やかに支社等の長に報告していた。

e 第三者占有等

用地の利用が妨げられる第三者占有及び不法投棄に関する報告は、無かった。また、現地監査を行った範囲においても、第三者占有及び不法投棄は見られなかった。

f 用地諸標の脱落

用地諸標は、工事の進ちょく状況に応じて、未建植、建植中又は建植済みであり、建植された用地諸標の脱落等は無かった。

イ 役務請負契約

役務請負契約については、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構会計規程」(平成15年10月機構規程第69号。以下「会計規程」という。)、 「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程」(平成15年10月機構規程第78号。以下「契約事務規程」という。)及び「特例業務所管組織契約事務規程」(平成20年4月機構規程第34号。以下「特例契約事務規程」という。)、支社等及び国鉄清算業務の支社及び支所で制定している工事等の契約事務取扱に係る規程(以下「工事事務規程」という。)、関連する本社通達並びに役務請負契約書(以下「契約書」という。)に基づき、契約締結後からしゅん功までの手続きが適正であるかについて、関係書類の検証及び関係者からのヒアリング等により確認した。

なお、監査対象案件は、平成23年4月1日以降に契約を締結し、平成25年7月31日までにしゅん功した役務請負契約(予定価格が100万円未満のも

のを除く。)とした。

(7) 鉄道建設業務

支社等の対象案件は275件であった。これらの設計変更は226回、出来形払は11回及び前金払は8回行われていた。

これらの中から、作業種類、設計変更、出来形払及び前金払の状況を勘案し、44件を抽出して、監査を行った。なお、これらの設計変更は43回、出来形払は8回及び前金払は3回行われていた。

a 契約書類の内容確認

契約事務規程、工事事務規程及び本社通達に基づき作成された契約書及び当該契約書に添付されている契約書記入追加訂正条項、示方書、内容説明書、図面等の内容確認を行ったところ、次のとおりであった。

本社では、「工事請負契約書等の運用に関する取扱いについて（通達）」（平成15年10月1日付け鉄業契第27号）を発出しているが、明確さを欠く記述、不適切な契約書記入追加訂正条項の記載があった。

支社等のイントラネットには、契約書記入追加訂正条項の標準記載例が掲載されているが、これらにも誤りがあった。

個々の契約書では、契約書記入追加訂正条項において必要な条項の欠落、訂正条項の記載に誤りのある案件があった。

契約書の作成方法については、書類の提出期限や発注者と受注者の協議期間を定める日数の記載等を、契約書本文の該当条項に直接記入しているものと契約書記入追加訂正条項に記載するものと区々であった。

b 工事等監督命令及び監督員通知

工事事務規程及び契約書（以下「契約書等」という。）に基づき、契約課長は契約締結後、工事等監督命令書に関係書類を添付して監督員に送付するとともに、受注者に対しては監督員の氏名、権限その他必要事項を監督員通知書により、また監督員を変更したときは、監督員変更通知書により通知することになっている。

これらを確認したところ、契約書等に則って処理していた。

c 受注者への指示等及び協議

契約書等に基づき、受注者への指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除並びに協議記録は書面によることになっている。

これらを確認したところ、一部協議記録が未作成の案件があったものの、概ね契約書等に則って処理していた。

d 受注者からの提出書類

契約書等に基づき、受注者は、契約締結後に着手届、請負代金内訳書等を、貸与品を借用等した場合には借用書等を提出することになっている。

これらを確認したところ、一部借用書が提出されていない案件があったものの、概ね契約書等に則って処理していた。

e 前金払の手続き

契約書等に基づき、受注者は保証事業会社の保証証書を提供して、発注者に請求することになっている。

これについて確認したところ、契約書等に則って処理していた。

f 設計変更等

(a) 設計変更等の適正性

契約書において、内容説明書による変更の示唆、地元との協議、現場の状況等必要がある場合に設計図書等の変更をすることとともに、履行期間及び請負代金の変更、作業の中止等を行うことが規定されている。

これらの設計変更等の実施の適正性について確認したところ、契約書に則って処理していた。

(b) 起案及び決裁

設計変更の起案には、工事事務規程に基づき支社等起案と所長起案がある。支社等起案は計画変更等によるものであり、所長起案は現場の状況によるもので作業内容の基本に変更をきたさない変更金額が100万円未満のものとなっている。設計変更43回のうち、支社等起案が42回、所長起案が1回であった。

これらについて確認したところ、工事事務規程に則って処理していた。

決裁は、支社等の長の決裁の他に、支社等で制定している専決規程に基づき、支社の部長又は建設局の次長が役務の設計変更で1件1,000万円を超えないものは専決処理をすることができるとされており、支社等決裁42回のうち25回が専決処理であった。

これらについて確認したところ、1,000万円を超えているにもかかわらず専決処理をしたものが1回あった。

(c) 受注者との協議及び変更契約の締結

設計変更を行うにあたっては、契約書等に基づき受注者と協議等を

書面で行ったうえで変更契約を締結することになっている。

これらについて確認したところ、「設計変更に伴う通知及び協議書」に記載する契約書の適用条項に誤りのある案件があった。

(d) 設計変更通知書の送付

設計変更の契約締結後、工事事務規程に基づき、変更契約書（写）等とともに、設計変更通知書を監督員に送付することになっている。

これについて確認したところ、監督員に変更契約書（写）等は渡していたものの、設計変更通知書を送付していない案件があった。

(e) 設計図書等の適正性

設計変更の起案には、工事事務規程に基づき必要な設計図書等を添付することになっている。

これらについて確認したところ、一部年度区分調書等を添付していない案件があったものの、概ね工事事務規程に則って処理していた。

g 出来形払の手続き

役務請負契約の出来形払については、契約書及び「設計等の請負契約における出来形払の処理方について（通達）」（平成 20 年 3 月 31 日付け鉄業契第 42 号）に基づき、出来形検査願の受理、出来形検査の実施、請負代金相当額の協議及び支払等の手続きを行うことになっている。

これらについて確認したところ、一部「出来形検査確認通知書及び請負代金相当額協議書」が未発出の案件があったものの、概ね契約書及び通達に則って処理していた。しかし、会計規程及び契約事務規程には、役務請負契約の出来形払は規定されていなかった。

なお、これについては、平成 26 年 2 月に役務請負契約の出来形払に係る所要の規程改正が行われた。

h しゅん功から支払までの手続き

しゅん功から支払までの手続きについては、契約書等に基づき、完了届の受理、しゅん功検査の実施、最終出来形検査調書の作成、作業成績評定の通知、請負代金請求書の受理及び支払等の手続きを行うことになっている。

これらについて確認したところ、一部検査結果通知書を受注者へ出していない案件があったものの、概ね契約書等に則って処理していた。

(イ) 国鉄清算業務

国鉄清算業務の対象案件は17件で、西日本支社においては、16件であり、これらの設計変更は13回行われていた。さいたま支所においては、土木設計調査1件で、設計変更は行われていなかった。

a 契約書類の内容確認

特例契約事務規程、工事事務規程及び本社通達に基づき作成された契約書及び当該契約書に添付されている契約書記入追加訂正条項、示方書、内容説明書、図面等の内容確認を行ったところ、次のとおりであった。

本社では、「工事請負契約書等の運用に関する取扱いについて（通達）」（平成16年8月10日付け国用計第57号）を发出しているが、明確さを欠く記述、不適切な契約書記入追加訂正条項の記載があった。

西日本支社及びさいたま支所のイントラネットには、契約書記入追加訂正条項の標準記載例が掲載されておらず、担当課では、過去に作成し、保存してあるテンプレート又は起案に添付されていたものを用いていたが、必要な条項の欠落、訂正条項の記載に誤りがあった。

個々の契約書では、契約書記入追加訂正条項において必要な条項の欠落、訂正条項の記載に誤りのある案件があった。

契約書の作成方法については、書類の提出期限や発注者と受注者の協議期間を定める日数の記載等を、契約書本文の該当条項に直接記入しているものと契約書記入追加訂正条項に記載するものと区々であった。

また、さいたま支所においては、平成25年4月の組織改正に伴い工事事務規程を廃止し、工事及び役務請負契約に係る規程が未整備の状況になっていた。

なお、契約書記入追加訂正条項については、西日本支社の総務課長名及びさいたま支所の次長名で、役務請負契約の適正な事務処理に関する事務連絡が発出され、周知が図られた。また、さいたま支所においては、工事事務規程を改めて制定した。

b 工事等監督命令及び監督員通知

契約書等に基づき、総務課長は契約締結後、施行監督命令書に係る書類を添付して担当課長を経由して監督員に送付するとともに、受注者に監督員の氏名、権限その他必要事項を監督員通知書により、また監督員を変更したときは、監督員変更通知書により通知することになっている。

これらについて確認したところ、契約書等に則って処理していた。

c 受注者への指示等及び協議

契約書等に基づき、受注者への指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除並びに協議記録は書面によることになっている。

これらを確認したところ、西日本支社では、協議記録を書面で残していない案件があった。

なお、これについては、支社長名で受注者への指示等の適正な事務処理に関する事務連絡が発出され、周知が図られた。

d 受注者からの提出書類

契約書等に基づき、受注者は、契約締結後に着手届、請負代金内訳書等を、貸与品を借用等した場合には、借用書等を提出することになっている。

これらを確認したところ、西日本支社では借用書が提出されていない案件があった。

なお、これについては、総務課長名で役務請負契約の適正な事務処理に関する事務連絡が発出され、周知が図られた。

e 前金払の手続き

前金払を行った案件は、無かった。

f 設計変更

(a) 設計変更等の適正性

契約書において、内容説明書による変更の示唆、地元との協議、現場の状況等必要がある場合に設計図書等の変更をすることとともに、履行期間及び請負代金の変更、作業の中止等を行うことが規定されている。

これらの設計変更等の実施の適正性について確認したところ、契約書に則って処理していた。

(b) 起案及び決裁

設計変更の起案は、工事事務規程に基づき支社起案と事務所長起案がある。支社起案は計画変更等によるものであり、事務所長起案は現場の状況によるもので作業内容の基本に変更をきたさない変更金額が100万円未満のものとなっている。13回の設計変更は、いずれも支社起案であった。

これらについて確認したところ、工事事務規程に則って処理していた。

決裁は、支社長の決裁の他に、西日本支社で制定している専決規程

に基づき、担当次長が役務の設計変更で1件1,000万円を超えないものは専決処理をすることができるとされており、13回の設計変更のうち11回が専決処理であった。

これらについて確認したところ、専決規程に則って処理していた。

(c) 受注者との協議及び変更契約の締結

設計変更を行うにあたり、契約書等に基づき受注者と協議等を書面で行ったうえで変更契約を締結することになっている。

これらについて確認したところ、契約書等に則って処理していた。

(d) 設計変更通知書の送付

設計変更の契約締結後、工事事務規程に基づき、変更契約書（写）等とともに、設計変更通知書を監督員に送付することになっている。

これについて確認したところ、規程に則って処理していた。

(e) 設計図書等の適正性

設計変更の起案には、工事事務規程に基づき必要な設計図書等を添付することになっている。

これらについて確認したところ、規程に則って処理していた。

(f) 出来形払の手続き

出来形払を行った案件は、無かった。

(g) しゅん功から支払までの手続き

しゅん功から支払までの手続きについては、契約書等に基づき、完成届の受理、しゅん功検査の実施、最終出来形検査調書の作成、作業成績評定の通知、請負代金請求書の受理及び支払等の手続きを行うことになっている。

これらについて確認したところ、西日本支社では定められた期限内にしゅん功検査を行っていない案件があった。また、さいたま支所の1件では、請負代金請求書の請求日及び受理日が未記載であった。

なお、期限内にしゅん功検査を行わなかった件については、西日本支社では、総務課長名で役務請負契約の適正な事務処理に関する事務連絡を、請負代金請求書の請求日及び受理日の未記載の件については、本社財務管理課長名で請求書における記載事項確認等の徹底に関する事務連絡が発出され、周知が図られた。

(所見)

役務請負契約締結後からしゅん功までの手続きに、誤謬・脱漏が散見されたので、次の諸点も踏まえ、本社主導の下、再発防止に向けた対策を講じられたい。

a 契約関係業務の理解の深度化及び多重チェック体制の構築

地方機関における手続きについては、一部職員の規程の理解不足、職員に対する業務指導の不徹底及びチェック体制の不備があると思われる。

については、工事事務規程に規定されている業務手順、役割及び事務処理事項等を明示する業務フローチャートを作成し、職員の理解の深度化、業務指導の徹底を図ること及び事務処理事項を確実に実行するためのチェックシート等を作成し、これを用いた多重チェックを行うことが必要であると思われる。

b 工事事務規程の統一化

工事事務規程は、地方機関が独自で整備しており、各々が定めている具体的事務手続きに差異がある。手続きの違いにより統一性、汎用性に欠けることから、事務の煩雑さ、誤謬等の発生に繋がるとと思われる。

地方機関の固有事情に配慮しつつ、工事事務規程の統一化を図る必要があると思われる。

c 通達等の見直し

本社においては、契約事務規程等請負契約に関する規程の制定及びその運用通達の発出をしている。運用通達において規定されている事務処理項目の明確さを欠く記述及び契約書追加訂正条項の標準記載例の不適切な記載が地方機関の契約書追加訂正条項の誤謬等の一因であることから、運用通達の見直しをする必要があると思われる。

また、契約関係業務の事務処理は工事データ・契約情報管理システムで行っているが、書類作成機能の不十分な部分が受注者との協議書面の誤謬を招いていることから、当該システムの改良・機能向上を図る必要があると思われる。

d 改善状況の確認

改善策の実施にあたっては、その後に発注される役務請負契約に係る事務処理の改善状況を、本社において、確認する必要があると思われる。

e 規程制定等にあたっての整合性の確保

規程の制定又は通達の発出にあたって、関連する規程等を所掌する部署への合議が充分でなく、必要な規程改正がなされていなかった事例及び組織改正に伴う規程改正において規定すべき業務範囲に対する理解の欠けた事例があった。

については、規程の制定、改正又は通達の発出に際して、関連する規程等を所掌する部署への確認及び合議の確実な実施並びに業務範囲を踏まえた規程の整備をすることが必要であると思われる。

(措置状況)

a 工事及び役務に関する発注の施行何からしゅん功(完了)までの契約事務手続きに関するフロー及びチェックシートを作成し、鉄道建設業務においては業務部長から、国鉄清算業務においては国鉄清算事業用地部長から、各地方機関の長に対し次の通知を発出のうえ、それを基に事務処理を行うよう指示した。

- ・「契約業務の適正化について(通知)」(平成26年5月29日付け鉄業契第140528002号)
- ・「契約業務の適正化について(通知)」(平成26年6月3日付け国用計第140603001号)

b 地方機関からの意見を聴取のうえ作成した「工事等事務取扱規程(標準モデル)」に準じて各地方機関において規程を制定するよう、上記a記載の2通知を発出し、それを基に事務処理を行うよう指示した。

c 運用通達の見直しに関しては、鉄道建設業務においては業務部長から、国鉄清算業務においては国鉄清算事業用地部長から、各地方機関の長に対し次の通達を発出した。

- ・「工事請負契約書等の運用に関する取扱いについて(通達)」の一部改正について(平成26年5月29日付け鉄業契第140528001号)
- ・「工事請負契約書等の運用に関する取り扱いについて」の一部改正について(通達)」(平成26年6月2日付け国用計第140602001号)

また、工事及び役務に関する請負契約書追加訂正条項及びそのチェックシートを作成し、上記a記載の2通知を発出し、それを基に事務処理を行うよう指示した。

さらに、鉄道建設業務における受注者との「設計変更に係る通知および協議書」等に係る契約書適用条項の引用ミスについては、工事及び役

務の適用条項をシステムにより自動反映させるべく、平成26年度中に「工事データ・契約情報管理システム」を改良する予定である。

- d 上記の実施状況については、定期的に本社から地方機関に出向いて確認することとしている。
- e 今後、通達等の発出にあたっては、根拠規程を確認し、関係部署と調整しながら進めていくこととしている。

【共通テーマ】

ア 内部統制の実施状況

当機構の内部統制については、内部統制委員会が設置され、中期目標・中期計画等に基づきその充実・強化が図られているが、平成24年度に引き続きその実施状況について監査した。

平成25年度においては、

- 理事長のリーダーシップを発揮できる環境整備（組織にとって重要な情報の把握）
 - 機構のミッション（基本理念等）・内部統制に係る取組みの役職員への周知徹底
 - 機構のミッションや中期目標の達成を阻害する要因（リスク）の把握・対応
- の各項目について、種々の取組みが実施されていることを確認した。

他方で、職員2名が入札談合等関与行為防止法違反容疑事件で起訴されるとともに、公正取引委員会により機構に対して同法に基づく改善措置要求等が行われた状況にかんがみ、機構において、法令遵守等を確保するための体制の強化を図るため、コンプライアンス担当理事の設置、コンプライアンス推進組織の設置、研修の充実等を内容とする当面の再発防止対策をとりまとめ順次実施していくこととしたこと並びに公正取引委員会から受けた改善措置要求等に関して、徹底した調査と必要な改善措置を行うため外部の中立的な有識者からなる第三者委員会を設置し、厳正なる調査等の終了後、報告書を公表する予定であることを確認した。

加えて、各地方機関の長を始め管理職等に対するヒアリングを実施し、上述の諸施策の組織内展開を進めていることを確認した。

(所見)

再発防止対策等は未だ緒についたばかりであり、それらを実効あらしめるためにも、一人一人の職員に対し、コンプライアンス、内部統制の意義・目的を十分に自覚させ自律的な取組みを促すべく、諸施策を計画的かつ効率的に実施するとともに、実施していく諸施策の浸透状況を定期的に検証（モニタリング）しP D C Aサイクルを効果的に機能させることにより、内部統制の強化、充実

を図っていく必要があるものと思われる。

イ 契約の適切性

随意契約の見直しについては、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）に基づき、機構は、平成 22 年 6 月に随意契約等の見直し計画を公表し、この見直しにおける改善状況をフォローアップし公表することが求められており、契約の適切性の観点から、随意契約等の見直しの状況について監査した。

(ア) 随意契約の見直しの実施状況

平成 25 年度以降に一般競争入札等へ移行予定とされた件数は、全体で 4 件であり、全て平成 26 年度以降に移行する予定としていた。

(イ) 一者応札・一者応募の見直しの実施状況

平成 25 年度は、185 件が一者応札・一者応募となっており、平成 24 年度（234 件）に比べ減少していた。

また、一者応札・一者応募の見直しとしては、平成 24 年度に引続き、応募要件の緩和、公告期間の延長等を行っていた。

ウ 保有資産の処分状況及び事務所等の施設保有

「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定。以下「整理合理化計画」という。）及び平成 22 年度業務実績評価調書別紙において、保有資産の処分状況及び事務所等の施設保有について、監事による監査において適切にチェックすることが求められていることから、当該状況等について監査した。

(ア) 保有資産の処分状況

平成 25 年度においては、平成 26 年度計画に基づき売却手続きを進める予定となっていたこずかた寮を売却したことを確認した。

なお、保土ヶ谷寮等については、平成 25 年度に用地測量に着手し、平成 26 年度以降に売却手続きを進めることとしていた。

今後も、本社及び東京支社は密接な連携を図り、資産処分を実施することとされたい。

(イ) 事務所等の施設保有

地方機関等の事務所等の施設保有について監査したところ、国鉄清算事業西日本支社吹田事務所については、梅田貨物駅機能の吹田操車場への移

転工事が進行したことにより、平成 25 年 6 月に事務所借上げ面積を縮小していた。また、同さいたま支所については、武蔵野操車場跡地売却終了による要員の減少に伴い、同年 7 月に事務所借上げ面積を縮小していた。

エ 給与水準等の状況

整理合理化計画において、独立行政法人の効率化に関する措置として、「給与水準の適正化等」が決定されており、給与水準の状況については、監事による監査において、厳格にチェックすることが求められている。

また、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）においても、人件費の適正化として引続き厳格なチェックを行うとされていることから、平成 24 年度に引続き監査した。

給与水準については、人事院勧告等を勘案するとともに、勤務成績を給与に反映することとしているところであるが、平成 25 年度においては、事務所限定職員の採用及び社会人採用の推進など、職員採用の多様化に向けた取組みを進めた。さらに、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成 24 年法律第 2 号。以下「給与改定・臨時特例法」という。）に基づく国家公務員の給与の見直しに関連した措置を通年で実施した結果、国の給与水準を 100 とした場合の平成 25 年度のラスパイレス指数は、平成 24 年度の 116.2 から 5.2 ポイント減の 111.0 となっていた。

なお、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額を通年実施した場合の平成 24 年度のラスパイレス指数は、111.5 程度と見込まれ（機構試算）、これに比較すると 0.5 ポイント減となっていた。

給与の支給基準については、鉄道建設技術などの高度な知識・技術を有する優秀な人材を確保するため、国家公務員と同程度の給与水準とすることを基本的な考え方として初任給を定めるとともに、人事院勧告を踏まえて行われる国家公務員の給与改定を勘案して改定を行ってきたところであるが、指数でみた給与水準が国家公務員に比べて高くなっている。この理由としては、鉄道建設は有期事業であることから、余剰人員を抱えないために、事業の進捗、業務量の波動に対応しながら、大半の職員を対象として高い頻度（2～3 年程度）で全国規模での人事異動を実施しているため、これに関連する諸手当を支給される職員の割合が高くなっていることなどをあげていた。

今後も、国の給与水準を上回っている要因の検証を進めつつ、国民の理解が得られるよう適切な給与水準の確保に努められたい。

(別 紙)

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）
第 38 条第 2 項の規定に基づく監事の意見

平成 25 事業年度の財務諸表及び決算報告書について監査した結果は、以下のとおりである。

1 監査の方法

- (1) 会計監査人有限責任あずさ監査法人から監査計画、監査の方法、監査結果について説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検討した。
また、会計監査人の監査の一部立ち会った。
- (2) 本社及び地方機関において、責任者から説明を聴取した。

2 監査の結果

- (1) 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認める。
- (2) 平成 25 事業年度の財務諸表及び決算報告書については、適正であると認める。

平成 26 年 6 月 20 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

監 事 藤 田 親 史

監 事 入 谷 誠

監 事 木 下 和 彦